法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-04

アメリカ経済の構造転換と国際通商政策の展開

増田, 正人 / MASUDA, Masato

(出版者 / Publisher)
法政大学社会学部学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
社会労働研究 / Society and labour
(巻 / Volume)
39
(号 / Number)
2・3
(開始ページ / Start Page)
202
(終了ページ / End Page)
245
(発行年 / Year)
1992-11
(URL)
https://doi.org/10.15002/00006731

アメリカ経済の構造転換と国際通商政策の展開

増田正人

はじめに

アメリカ経済は，1990年から91年にかけての景気後退の後，当初の予想に反してその回復に時間がかかっており，92年の経済成長率も，政府見通しの2.2％の達成は困難視されている。停滞する国内消費の中で雇用は削減され，失業率は7.8％（1992年6月）まで高まってきている。

このような国内経済の停滞にもかかわらず，アメリカの輸出は拡大を続けている。アメリカの輸出依存度（輸出額/国民総生産）は1990年には7.2％へと高まり，停滞する国内消費を下支えする役目を果たしている。日本のそれが9.7％（1990年）であることを考えれば，アメリカ経済に占める貿易の役割が高まっていることは明らかである。もちろん，近年のアメリカの輸出拡大は，自由貿易のもとで達成されているのではない。それは，1992年1月のアメリカ大統領の訪日に，自動車企業をはじめとするアメリカの大手企業の代表が多く同行し，大統領自らが日本の輸入拡大を要求したことに典型的に示されたように，政府・民間が一体となって貿易相手国にアメリカからの輸入拡大を迫ることによってもたらされている。アメリカのベーカー国務長官も，自身の論文の中で，87年以降の対日輸出拡大の理由は日米構造協議をはじめとする強い対日圧力の成果であるとしている[1]。

こうした輸出拡大を図るアメリカの通商政策は，1988年通商法にも

とづいて行われている。この法律は，1974年通商法の保護主義的制裁・報復措置を一層強めたもので，その内容は自由・無差別・多角というアメリカが戦後掲げてきた基本理念からなり離れたものを含んでいる。アメリカは，貿易相手国に報復措置の可能性を示唆しながら，相手国の譲歩を引き出すという政策を採用しており，この意味で1988年通商法は，アメリカの通商政策を規定する基本法になっている。さらに，アメリカは，地域的経済圏としての北米自由貿易協定（NAFTA）の締結を急ぎ，1992年8月に協定案の合意を成立させた。ヨーロッパ共同体以上の経済規模を持つ，地域的経済圏としての北米自由貿易圏がスタートすることになった(2)。

アメリカは，一方で，GATTのウルグアイ・ラウンドにみられるように自由貿易の拡大を主張しているが，他方では，いま述べてきたように自由貿易主義から大きく転換した政策を実施している。かつてのアメリカは，圧倒的な国際競争力の優位を背景に，自由貿易を主張し，その拡大に努めることによってアメリカの国益を実現してきたが，現在のアメリカの国際競争力は低下してきており，貿易赤字がアメリカ経済の構造に深く組み込まれている。アメリカの貿易商品のうち，自主規制を含めて何らかの規制，管理を受けていないものはほとんど存在しなくなっているといっても過言ではない。アメリカの政策は自由貿易主義から決定的に保護主義へ転換してしまったのだろうか(3)。

本論文では，こうしたアメリカの通商政策の変化をアメリカ国内経済の構造転換と関連づけて検討する。その理由は，アメリカの通商政策の変化は，アメリカが，単に国際競争力を喪失した自国産業の保護のために自由貿易主義から保護貿易主義に転換したと理解するよりも，積極的な輸出拡大主義，つまりアメリカ国民経済の構造転換の中で重要性が高まった輸出の強化策と結びついていると思われるからである。特に，それは，弱体化しつつあるアメリカの国際競争力の強化策の一環として採用されており，比喩的にいえば，「輸出志向工業化」的な通商政策であ

ると筆者は考えているからである。そこで，まず，第1章で，アメリカの構造的変化の問題を検討し，第2章以降で，その転換の通商政策への反映について論じていく。

1. アメリカ経済の構造的変化

(1)インフレなき持続的成長と不均衡の蓄積

アメリカ経済は，1982年以降「平時で最長の景気拡大」を実現した。その間，国民総生産は3割上昇し，雇用も1800万増加した。失業率は82年の9.5％から低下し，89年には5.2％まで減少した。しかも，インフレ率が82年の6.2％を上回ることは一度もなく，アメリカは低インフレと景気拡大とを同時に実現してきたのである。こうした成果は，かつては積極的なものであると評価されてきたが，現在では，レーガン政権のもとでの軍拡と減税，それによる財政赤字の累積的拡大，家計・企業部門の債務比率の増加，金融及び不動産投機の拡大，資産インフレ下の消費拡大等によって支えられてきたことも明らかにされている。こうした問題は，現在のアメリカ経済の停滞の主要な要因になっている。

これまで，アメリカでは，経済における構造問題の存在については，市場メカニズム万能の立場から官民ともの否定的であった。しかし，1992年の大統領経済諮問委員会の年次報告書（米国経済白書）では，「今回の景気後退は景気の循環的要因に加えて，構造的不均衡の蓄積が背景にある」という認識を示し，それへの対処を提言するなど大きな様がわりをみせている(1)。80年代の経済成長は，一言でいえば，過去の蓄積と将来の負担に依拠する形で実現したということができよう。こうした構造問題はそれ自体として分析されなければならないが，ここでは，本論文にかかわる限りで触れるにとどめる。

また，この長期の景気拡大の背景には，石油価格の低下など外的な要因も存在している。石油価格は実質ベースでみればオイルショック以前

図表1　就労時間，平均賃金，実質労働コストの推移

	平均週当り就労時間（製造業）	時間当たり平均総賃金		時間当り実質労働コスト[1]	単位当り実質労働コスト[1]
		民間[1]	製造業[1]		
1970	39.8	8.0	8.3	91.2	104.9
1971	39.9	8.2	8.5	93.0	103.3
1972	40.5	8.5	8.8	95.8	103.4
1973	40.7	8.6	8.9	98.0	103.2
1974	40.0	8.3	8.6	97.0	104.1
1975	39.5	8.1	8.7	97.7	102.4
1976	40.1	8.2	8.9	100.8	102.7
1977	40.3	8.4	9.1	102.3	102.5
1978	40.4	8.4	9.1	103.4	103.0
1979	40.2	8.2	8.9	102.0	102.7
1980	39.7	7.8	8.5	99.5	100.9
1981	39.8	7.7	8.5	98.7	98.9
1982	38.9	7.7	8.5	100.0	100.0
1983	40.1	7.8	8.6	100.5	98.4
1984	40.7	7.8	8.6	100.4	95.9
1985	40.5	7.8	8.7	101.3	95.5
1986	40.7	7.8	8.7	101.4	96.4
1987	41.0	7.7	8.5	101.3	95.4
1988	41.1	7.7	8.4	101.4	94.6
1989	41.0	7.6	8.3	103.1	94.2
1990	40.8	7.5	8.1	103.1	93.9

注1）　名目値を消費者物価指数（対都市賃金労働者，1982＝100）で除した数字。
出所）　『大統領経済諮問委員会年次報告』表42,44より作成。
（『92米国経済白書』エコノミ臨時増刊・1992年4月6日号，p 365,367）

の水準へと低下し，その結果，現在は戦後の歴史の中で最も石油価格の安い時代になっている。さらに，アメリカにおける労使関係の変化の問題も重要である。80年代に入って，アメリカ大企業の寡占体制に基づく高利潤と高賃金，そのもとで生まれた独特の労使関係は否定されてきており，労働側に対する資本の支配権は著しく強化されている[5]。70年代末から90年代にかけて製造業の実質賃金は約1割低下し，労働時間もまた延長された。この石油価格の問題は，アメリカ経済についてみれば外的な問題であり，ここで論じることはできないが[6]，労使関係の変化の問題はアメリカ経済の基本構造に関わる問題であり，現在の景気停滞に密接に関係する問題であるので，節を改めて検討しよう。

(2)労使関係の根本的変化

図表1によれば，時間当りの平均総賃金は民間部門全体においても，製造業部門においても，70年代末以降，約1割の低下を示している。週当りの労働時間は，景気循環によって若干の変動がみられるものの，

長期的には短縮される傾向にあったが，1982年以降，停滞ないし延長されている。年間平均労働時間でみても，1982年の1772時間までそれはほぼ毎年順調に減少してきたが，82年以降は増加し始めている[7]。

他方，企業部門の時間当りの実質労働コストは戦後一貫して上昇を続けていたが，1974年に初めて前年を下回り，70年代末以降ほとんど上昇をしていない。今回の景気拡大局面の89年から88年にかけては上昇するが，88年以降は再び低下し始めている。単位当りの実質労働コストでみると，82年以降急激に低下をしていることがわかる。

以上をまとめてみると，80年代の景気拡大局面において，労働時間の短縮が進まないだけでなく，若干の延長さえ生じ，他方，実質賃金は低下し，企業にとっての労働コストは著しく低下したということである。

こうしたアメリカ経済のマクロのデータは，アメリカ社会における労働団体の地位の低下，労使関係における労働側の力の後退によってもたらされた[8]。労働組合の構成員は，雇用労働人口の増加にもかかわらず減少し，組織率は82～3年に20％を割り，90年の段階で16.1％まで低下した[9]。製造業の組織率は全産業の平均よりも高いが，組合員数は1984年から88年にかけての4年間で51万人ほど減少し，90年の組織率は29.6％になっている。代表的な労働組合である全米自動車労組（UAW）も，80年代の10年間で組合員数を3分の2に減少させている。しかし，それ以上に大きい問題は，労働組合が賃上げよりも雇用を優先する政策を採用し，賃金や福利厚生面で大きな譲歩を繰り返してきたことである。インフレの中で賃金低下を阻止してきた賃金の物価スライド制も，労働協約の改定に際して廃止されてきている。物価スライド制の規定を受ける労働者の割合は，かつては4割を超えていたが，現在では約32％まで低下した[10]。例えば，農業機械の大手メーカーであるディーア社の新労働協約の改定に際しては，労働組合は雇用優先策を明確に表し，基本賃金の引き上げを3％にとどめることを受け入れるかわりに，UAW加盟の従業員全員をレイオフの対象からはずすことを会社側に要

求し，それを認めさせた[11]。しかし，ここで重要な点は，UAWの組合員が全従業員の3割程度に過ぎないため，この協約が他の労働者に犠牲を押し付けるものになっているということである。こうした既存の雇用を優先する政策が続く中で，労働組合の影響力は組合員数の減少以上に低下している。

このことを端的に物語っているのが，1991年11月から92年4月にかけて5カ月間続いたキャタピラー社のストライキ闘争の経過である。キャタピラー社（大手建設機械メーカー）は全米自動車労組（UAW）との労働協約の更新に際して，組合に賃上げ率の縮小を求めた。UAWはこれに反発し，8年ぶりのストライキへと突入したが，92年4月のキャタピラー社の最後通告によって事態は急転した。キャタピラー社は，会社側の提示した労働協約の改定案に応じ，職場への復帰を果たさないならば，レイオフ中の従業員の呼び戻しと新規採用によってポストを補充し，ストライキ参加者の全員解雇を行うと発表，実際に募集を開始した[12]。このため，公募を始めた7日から本社への問い合わせが殺到し，「1時間に平均2万本程度の電話問い合わせが相次いだ」（地元電話会社のイリノイベル）という状況が生まれた[13]。こうした社会状況の中で，UAWは4月14日に調停を受け入れることを決め，ストライキの中止を決定した[14]。この事例は，労働組合のストライキに対する労働者の共感がアメリカにおいても著しく低下したことを示している。

もちろん，こうした労働協約における譲歩に反対する労働運動も生まれているが，全国規模の運動を展開するに至っていない[15]。この新しい潮流が今後拡大していくことに期待したいが，まだその将来には不確定な要素が多く残っている。

先に，マクロのデータで示された賃金低下や労働コストの減少は，こうした状況が社会全体で起きていることによって生まれている。この点で特徴的なのが，1990年7月以降，景気後退局面にもかかわらず，時間外労働が増加していることである。こうした現象はアメリカ経済では

初めてのことで，今回の事態は，82年の景気後退期に時間外労働が20％以上も減少したことと著しい対照をなしている。このデータは，経営側が，今回の景気後退期に，時間外労働の削減ではなく雇用の削減によって対処していることを裏付けている。

(3)アメリカ企業の「減量経営」

アメリカの製造業における雇用者数は，1979年の2104万人が最大で，83年の1843万人まで減少した。その数はその後再び増加に転じ，1989年に1944万人まで回復した。1991年現在では1843万人で，最大時の79年からみて261万人，89年と比べて102万人の雇用の減少が生じている。

この製造業における雇用の減少は，それをサービス経済化として肯定的にとらえる見解は別として，一般に，アメリカ製造業が国際競争力を喪失した結果生じたものであると理解されている。だが，90年代の製造業における雇用減少は，そうした理由にとどまるものではない。特に，1991年という年は，アメリカを代表する多くの企業が国際競争力の強化のために積極的な合理化計画に取り組みはじめた画期的な年として記録されねばならない。今回の合理化計画の特徴点は，長期的な合理化計画であること，しかも短期的に企業収益が好転する場合であっても中断さずに継続的に行われていることである。もちろん，ここでの論点は，国際競争力が低下しているという現状を否定することではなく，国際競争力を既に喪失してしまった結果，雇用の減少が生じたと考えることはできないということである。

IBMの場合は，86年からの4年間で3.4万人の雇用を削減し，6.5万人の配置転換を行った上に，89年には1万人，90年には1.4万人の人員削減を実施した。さらに，91年にダウン・サイジング化の動きにあわせて分社化を柱とする大規模な事業再編計画を打ち出し，92年に2万人の雇用削減を計画している[16]。92年の希望退職者は，会社側の

見込みを越え，3.2万人以上に上ると予想されている[17]。他のコンピュータメーカーも合理化計画を進めている。アライド・シグナル社も91年に5千人の人員削減計画を発表している[18]。デジタル・イクイップメント（DEC）社も，91年に11億ドル以上の特別損失を計上し，1万人以上の人員削減に対する資金手当を行い，レイオフをしないという創業以来の伝統を否定し，人員削減を進めている[19]。コンパック・コンピュータでは，91年10月に「ノン・レイオフ」を主張しつづけた創業者社長が役員会で突然更迭され，新しい経営のもとで合理化が進められている[20]。ミニコンメーカーのワング・ラボラトリーズは，88年に3.2万人であった人員を1.3万人に整理した[21]。ユニシスも，87年に12万人を超えていた従業員を半分の6万人まで削減した[22]。AT&T社も91年に35億ドルの合理化費用を計上し，2年間で31のオフィスの閉鎖，オペレータの3分の1の削減を発表した[23]。

91年末に発表されたGMの合理化計画は人員削減規模が7.4万人，工場閉鎖が21工場という大規模なものになっている[24]。ゼネラル・エレクトリック（GE）の雇用労働者は，80年末の41.1万人から90年末には29.8万人まで減少し，同社のウェルチ会長は徹底した合理化計画の手腕から1991年のアメリカン・マネジメント協会のベストCEOに選出された[25]。ウェスチングハウス社も16.8億ドルの特別損失を計上し，4000人（雇用労働者総数の3.4％）の合理化計画を発表した[26]。化学大手のモンサント社も3億25百万ドルの特別損失を計上し，2500人の人員削減計画に着手している[27]。デュポン社も11億ドルの合理化計画を発表し，少なくとも数千人規模の人員削減を行うことを明らかにした[28]。ゼロックス社は総額3.5億ドルのコスト削減，2500人のホワイトカラーの削減計画の発表を行い，TRWも1億ドル以上のコスト削減，2500人の人員削減を計画している[29]。その他，コダック社も大規模な人員削減計画を91年の株主総会の場で発表した[30]。

国防産業においても，ゼネラル・ダイナミックス（GD）社は91年の

株主総会に，全従業員9万人のうち2.7万人を削減する合理化計画を提出した[31]。ボーイング社も，史上最高の受注残を抱え，フル操業状態であるにもかかわらず，5千人の削減計画を発表し，2千人の削減を既に実施した[32]。

こうしたアメリカ大手企業の合理化計画，減量経営をめざした動きは，従来のものに比べて規模が大きいというだけでなく，個々の企業レベルを越えて全産業規模で一斉に行われているという特徴をもっている。この合理化計画のための費用として，5百社（S&P 500種株価指数の採用銘柄企業）で91年7月～9月期に90億ドルの特別費用・損失が計上され，10月～12月期には100億ドルを上回った[33]。米国大和証券の調査によれば，米国主要企業142社のリストラクチャリングにともなう特別損失の合計は，91年全体で242億ドルに上っている[34]。しかも，こうした計画は，従来の多角的な経営から各企業の本業部門への回帰をともなっており，明らかに製造業としての国際競争力の強化が目的にされている。全産業的にアメリカ経済のリストラクチャリングが進められているのであり，このリストチャリングは80年代に進行したような財務中心の短期的なものではないという点に新しい特徴をもっている[35]。

また，こうした企業のリストラクチャリングは，政府による公定歩合の急激な引き下げ，金融緩和の推進とそのもとで生じている株式市場の活況とによって金融的にも支えられている。各製造業企業は，株価の継続的な上昇によって，株式市場から低コストの資金を調達することが可能になり，それを設備投資の拡大，合理化のための資金に当てている。米企業による国内での株式，債券の発行額は，90年，91年の合計で，1兆1500億ドルの規模に達し，92年に入ってさらに拡大を続けている。上半期のペースで換算すると，通年で1兆200億ドルに達し，史上初めて1兆ドルを超えることになる[36]。こうした低コストの調達資金は，ここで述べてきた合理化に利用されるだけでなく，80年代に蓄積した債務の返済にも当てられており，企業財務は急速に向上してきている。

これまで述べてきた合理化計画の策定とその実施は，前節で述べた経営側と労働側との力関係の変化を前提にしていることはいうまでもない。こうした合理化計画のもとでの失業は，景気循環に応じて採用と解雇とを繰り返してきた従来のレイオフのレベルを超えている。これらは，より恒常的な人員削減計画であり，解雇の形態は同じレイオフであるにしても，既に，再雇用の見込みはほとんどなくなってしまっているのである。かつての日本がそうであったように，労使関係の基本的な力関係が経営側に有利に働いているときには，労働側が企業の減量経営を阻止することはできない。したがって，以前のアメリカでは実現不可能であったようなこうした合理化計画も，時間的な問題は残るにしても実現されると考えるほうが合理的である。比喩的にいえば，日本が70年代のスタグフレーションの中で実現した「減量経営」がアメリカにおいて90年代に実践され始めたということである。

こうした状況を考慮すると，現在進行中のアメリカ企業の合理化計画は，それぞれの企業で国際競争力を喪失してしまった結果やむをえなく生じているとみなすことはできない。それは，より積極的な競争力強化策として行われていると評価すべきであろう。しかも，このリストラクチャリングは，アメリカ政府の金融政策や労働政策，不況下における製造業企業の金融・証券市場を通じた活発な資金調達等をも条件にしており，個別的な製造業企業のレベルを越えて，経営側の統一的な意思決定があるのではないかと予想されるほどである[37]。

(4)強化される国際競争力

アメリカ製造業の生産システムは，労使関係にとどまらず，大きく変化し始めている。本節では，製造業の部品調達における企業関係の変化をみていくことにする。

従来，アメリカの製造業企業は，内製比率が高いという特徴を有していた。組立産業である自動車会社のGMかでさえ，その部品の外注比率

は30％程度に過ぎず，日本メーカーと大きく異なっている[38]。

アメリカでは，部品調達にあたって独特の調達システムを発展させ，継続的な企業間関係の構築を否定してきた。継続的な企業間関係の成立は，競争を排除することで市場メカニズムを歪め，結果的に，コストの上昇をもたらすものと考えられてきたからである。アメリカでは，部品調達は各企業の購買担当者に任され，購買担当者は特別の専門職としてNAPA（National Association of Purchasing Agents）を組織した。彼らは，各企業間の購買担当部局を横断的に移動し，その力量に応じてより大きな企業に購買担当者として迎え入られるという特殊な職種を形成していた。そのため，公正を期するために，部品調達の具体的方法として公開入札が採用され，企業間の拘束的取引は強く防止された。調達先の選定に際して，価格が第一義的な重要性をもたされ，最低価格を示した企業以外と契約するときには，書面において社内監査を受けなければならなかった。したがって，ここでは価格競争が決定的に重要な地位を占め，調達先は提示された価格にもとづいてしばしば変更された[39]。日本やその他の国が低価格の商品を提供することで，急激に輸出を拡大させることができたのも，こうした調達システムが発展していたからである。したがって，部品メーカーの側も個々の納入先に応じた特殊な製品を作ることができず，結果的に，メーカーにとって外部調達可能な部品はほとんどが一般的な規格に合わせて作られたもので，特別な用途に応じたものはほとんど存在しないという状況が生じた。そのため，企業は市場で調達する部品とそれ以外のものを区別し，自社内で必要な部品の多くを生産し，内製比率を高めてきたのである。また，逆にこうした製造業企業の姿勢の中で，アメリカの部品メーカーも，どの企業でも生産できるような，一般的な汎用部品の製作にかかわるというよりも，特許等の手段によって守られている特殊な部品の生産を行う企業が多く，部品メーカーとして独立した地位を保っていた。

しかし，日本企業との競争と日本企業の対米現地生産の拡大の中で，

アメリカ企業の部品調達のあり方も変化し始めている[40]。1991年の三菱総研による部品調達活動に対する調査では，アメリカでも加工組立産業においては継続的取引が一般的であるという結果がでている。しかも，調達先を選ぶ基準の第一位に品質水準があげられており，日本とほとんど差がないという結果がでている[41]。

自動車メーカーでそのことをみてみると，GM，フォード，クライスラーのビッグスリーはみな，日本において発展してきた部品メーカーの系列化に着手している[42]。例えば，GMは，GM協力会の組織を始めている。92年6月には500以上の主要取引先を集め，部品調達に関する新しい方針を提示した。その基本的内容は，①納入メーカーとの長期契約の強化，②部品外注比率の拡大，③調達先の絞り込み，④納入価格の引き下げの4点である。この会議には，GMのステンペル会長自ら参加し，GM欧州の経験を生かして，「日本」的な企業間関係の構築に乗り出すことを明らかにした[43]。

さらにこうした関係の拡大によって，在庫の圧縮も進展している。アメリカの製造業は，フレキシブルな生産体制の構築を目指しており，製造業の売上に対する在庫の比率は減少を続けている。例えば，売上高在庫比率は景気拡大の中で，1982年の1.95から89年の1.58まで低下を続けている。その後，景気後退期の91年3月に1.69まで上昇するものの，すぐに低下しはじめ，91年10月には1.54まで低下している。この数字はきわめて低いもので，このデータは，「景気後退の初期に，企業はほとんど需要が減退し始めるやいなや在庫を削減し始めた」[44]ことを示している。こうしたことは，これまでのアメリカ経済のおいてはなかった現象で，企業の在庫管理に対する姿勢の変化を表している。このような企業の在庫が少ない状況を理由にして，今回の景気後退が比較的軽いものであるとの主張もみられたが，それはアメリカ経済の構造変化を捉えていない見方である。

これまでみてきたように，こうした政策は，従来アメリカで発展して

きた部品調達システムや企業間関係が，現在の国際競争力を強化するためには不十分なものであり，それを抜本的に変更することが必要であるという認識に基づいている[45]。もちろん，こうした新しい動向は，進行中のものであって，日本企業と同様の部品調達システムが既に成立しているということを意味するものではない。日本企業も，旧来の系列関係を越えた部品調達を進め，コストのさらなる引き下げをはかるという方向でその調達システムを変化させている[46]。また，アメリカにおいてもアメリカ市場に適合的な生産システムの構築を目指している。その意味では，現在は日米の企業が同じ土俵にのぼって競争をし始めたという段階で，その成果については日本企業の方が進んでいることはいうまでもない。

(5)赤字財政の累積と内需拡大の限界

今回の景気停滞が長期化し，景気の回復が遅れている原因の一つに，個人消費の低迷が挙げられている。アメリカの個人消費はGNPの約3分の2を占めており，消費の動向によってアメリカ経済の状況は左右される。80年代は一貫して消費支出は拡大してきたが，91年の個人消費支出は，実質で前年度を下回った。個人消費支出が前年を下回ったのは，これまでは1974年，1980年の二度だけであり，80年の減少が－0.1％と極めて小さいことを考えれば，今回の個人消費支出の低下はオイルショック以来の現象である。

しかもこの個人消費支出の後退は，個人の可処分所得の低下によってもたらされただけでなく，80年代に蓄積された債務の，その返済圧力の強まりの中で生じている点が重要である。対前年比で個人消費支出が低下した74年，80年の両年ともに，消費者信用残高は増加しており，消費者信用の拡大が可処分所得の減少のもとでも個人消費を支えていた。消費者割賦信用残高の推移をみると，戦後一貫して増加しながらも，それは80年代に急激に増加している。80年の2982億ドルから90年の

図表2　税引前所得の増加率（1977－89）

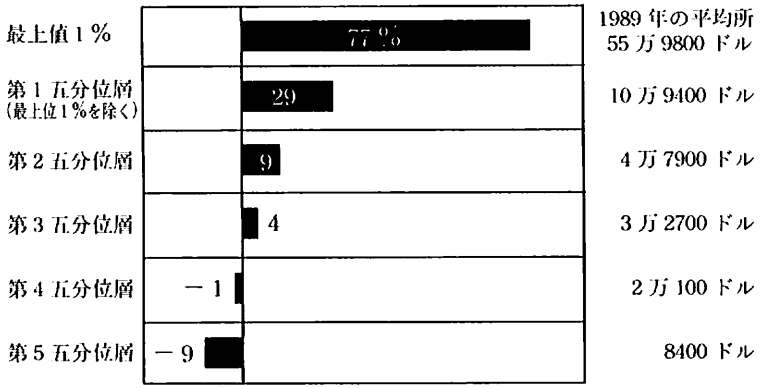

注)　数字はインフレ調整済みのもの
出所)　New York Times, March 5, 1992

7351億ドルまで，残高はわずか10年で2.5倍に増加した[47]。この消費者信用の拡大が，実質賃金の低下にもかかわらず，80年代に長期にわたる景気拡大をもたらした大きな要因になっている。

しかし，今回，消費者割賦信用残高は90年12月の7483億ドルをピークにして減少に向かい，91年12月のクリスマス商戦後の残高も前年を下回ったままであった[48]。92年5月のそれは7169億ドルでピーク時に対して300億ドル以上も減少した。この消費者信用残高の減少は，史上初めての事態であり，そのもつ意味はきわめて大きいと考えられる。

さらにまた，この消費の停滞の背景には，1970年代から80年代にアメリカ社会の二極分化が急速に進行したことが拍車を駆けている。

図表2によれば，1977年から89年にかけてのアメリカの家族所得は，最上位1％の家族で77％も増加しているが，所得が低えなるにしたがってその伸び率は低下し，下位の第4,5五分位層では逆に減少という状況になっている。図表3の税引後所得をみてみても，その増加分のうち，実に60％が最裕福な上位1％の家族であり，人口の大部分を占める下位80％の人々の税引き後所得の増加は全体のわずか6％にすぎない[49]。

図表3　税引後所得の増加分(1977－89)の分布

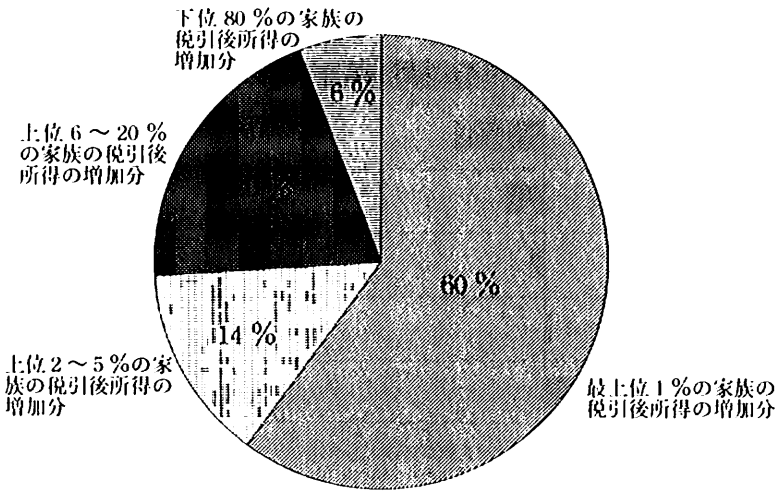

(出所)　New York Times, March, 5, 1992

また，単年度の所得格差の問題だけでなく，巨大な資産格差の問題も大きな問題をなしている。図表4は，アメリカにおける資産所有の分布を示すものであるが，1983年の段階でスーパーリッチと呼ばれる最裕福の上位0.5％の家族が全資産の35％を占め，上位1割の富裕層で全体の72％を占めている[50]。国民の9割は，全体のわずか28％を占めるに過ぎない。アメリカ社会は，著しい富の過在が生じているのである。しかも，上でみたように，レーガン政権下の80年代には所得格差が拡大しており，さらにバブル経済のもとで金融資産の価格上昇が大きかったことから，現在の資産格差は83年の水準をはるかに上回っていると考えられる[51]。

以上みてきたように80年代に多くの労働者の実質所得が減少しながらも，全体として消費が好調であったのは，ベビーブーム世代が中堅の労働者層として登場してきたことに加えて，ここで述べてきたような高所得層の消費拡大によるものであった。国民の多数を占める労働者層の

図表4　アメリカにおける資産所有の分布の推移

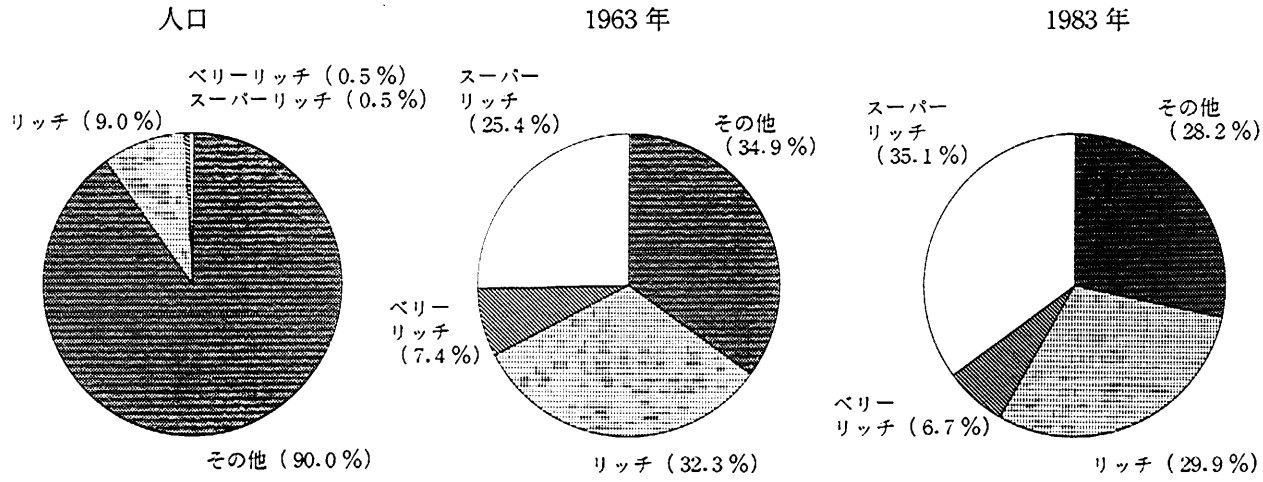

出所）The Democratic Stuff of the Joint Economic Comittee, "The Concerntration of Wealth in the United States", The Joint Economic Committee, U.S. Congress, P 35.

これ以上の債務の蓄積は困難になっており，消費の停滞が生み出されているのである。

前節までで検討したように，企業は減量経営を進め，労働者の実質可処分所得は減少，消費者信用もその累積的な蓄積故にそれ以上の拡大は不可能になっている。つまり，アメリカ経済における個人消費の停滞は一時的なものではなく構造的なものであり，企業による合理化計画の推進の中で，それは長期にわたって継続するのではないかと考えられる。では，アメリカ経済の中に，需要を喚起し，景気拡大を可能にする他の部門があるのだうか。

アメリカの連邦財政の赤字は，1992年に3650億ドルという巨大な規模に達し，国債の発行残高も1992年末で4兆ドル以上になると見込まれている。利払い費は歳出の11％を占め，約2000億ドルに上っている。こうしたアメリカの巨額の財政赤字が景気の下支えをしていることは周知のことであるが，問題は巨額の財政赤字にもかかわらず景気が低迷している点にある。現在の赤字の構造が問題なのは，景気の変動に応じた弾力的な財政運営ができず，景気対策をもっぱら金融政策に依存せざるを得ない状況に生んでいるからである。景気対策を行っていない状況で巨大な赤字が発生し，財政面で景気対策がとれない状況は極めて深刻である。しかも，こうした景気停滞期にもかかわらず，増税が求められるという現実は，まさに危機的である。

しかも，全体としての赤字額の問題に加えて，今回の財政赤字が社会的「安全網」の解体の中で生じているという点は，さらに問題を深刻にしている。レーガン政権による度重なる財政改革によって，財政のもつ所得の再分配機能は急速に後退した。もちろん，法律で義務づけられている社会保障・社会福祉関連の支出がかなりあることから，社会保障・社会福祉関連の支出は当初の意図に比べれば圧縮の度合いは小さく，支出額そのものが伸びている項目も多いが，削減可能なものは極端に削減されており，社会保障関連費が圧縮されたことは否定できない[52]。ま

た，連邦財政の赤字に加えて，州・地方政府の財政赤字の拡大は，本来財政が行うべき社会基盤，産業基盤の低下を広範囲に生みだしている。こうした点が問題とされるのは，製造業の国際競争力強化のために，いわゆる「減量経営」が急速にすすめられ，社会問題がまさにこれから拡大しようとしているときに，財政余力がまったく失われてしまっているからである。

日本の場合，「減量経営」が進められたのは70年代の後半で，その時期には財政支出の拡大によって有効需要の創出が図られていた。単年度当りの財政赤字は急増したが，その累積残高は少なく，財政赤字の削減を本格化する契機となる「第二次臨時行政調査会」が作られるのは80年代にはいってからである。その後，日本は財政赤字の削減に努め，国内消費は停滞するが，減量経営のもとで生み出された企業の高い国際競争力によって輸出を激増させ，生産の拡大を実現した。こうした日本の経験は，アメリカ経済の今後を考える上で，きわめて示唆に富んでいる。

これまでみてきたように，アメリカは国際競争力の強化のために，企業も労働者も多大な犠牲を払っており，それは今後も拡大すると考えられる。明らかに，アメリカの国際競争力は強化されてきており，この傾向は今後も続いていくと予想される。国際競争力を個々の技術水準まで視野にいれて評価することはできないが[53]，全体としてみて「日本のレベルでは不合格，世界のレベルでは合格」という水準に達していると評価できるのではないだろうか[54]。

しかし，こうした合理化，減量経営は，国民経済のレベルでみると明らかに国内需要を停滞させる。アメリカでは，連邦，地方ともに財政赤字は既に限界を越えており，公的支出の拡大によって経済を刺激することは不可能である。消費者信用残高もこれ以上の拡大には疑問符が付けられており，個人消費の拡大は余り期待できない。かつての日本はアメリカを中心に世界中へ輸出拡大することで成長を実現してきたが，アメリカはその輸出を拡大することができるのであろうか。また，その輸出

先をどこに求めるのであろうか。世界の他の地域においては，日本をはじめ各国の輸出品であふれており，アメリカ企業が日本企業以上の生産性を実現しなければ，アメリカ製品が入る余地は小さいだろう。現状からみて，アメリカ企業の生産性が，90年代に日本のそれを上回るようになるとはほとんど考えられない。

しかし，アメリカは現代世界で唯一の超大国であり，その政治的・軍事的影響力を輸出拡大のために行使することは利にかなっている。相手国市場を開放させながら自国においては報復措置を発動する，アメリカの新しい通商政策は，こうした認識に基づいて実行されていると考えられる。アメリカの姿勢が強硬であるのは，アメリカ経済の将来が輸出を拡大できるかどうかにかかっているからである。そこで，次章でアメリカの新しい通商政策の特徴について検討しよう。

2. 「自由貿易」の拡大と結果主義

(1)プラザ合意の経験と1988年通商法

1985年のプラザ合意は，アメリカの通商政策を考える上でも大きな画期をなしている。先進諸国は為替相場への協調介入と国際的な協調利下げ，国際金融協力の推進によって，為替相場をドル高からドル安へと転換させた。それが実現した背景には，アメリカの製造業の国際競争力が為替相場のドル高傾向によって阻害されており，それを是正することで輸出拡大が可能になると考えられていたからである。そして，そのことは，貿易摩擦への対応が個別産業におけるものから，為替調整を利用した国民経済的なものへと変化したことを示している。アメリカは，先進諸国に対する為替調整の後に，東アジア諸国に対しても為替調整を要求し，それを実現した[55]。

確かに，ドル安の実現によってアメリカの貿易赤字は縮小に向かった。特に，対西欧貿易の変化は著しく，90年には黒字に転化している。他

方，対日貿易はほとんど変化をみせていない。というのも，日本企業のアメリカでの現地生産もまだ始まったばかりであり，日本から輸出していた商品をアメリカ国内で生産できないため，アメリカの国内需要は日本からの輸入でまかわざるをえなかったからである。他方，輸出においてもアメリカ企業はアメリカ国内の空洞化によって輸出余力をほとんどもっておらず，アメリカ企業が日本での現地生産をアメリカからの輸入によって代替し，対日輸出を増やすということも不可能であった。また，アメリカの多国籍企業もNIES諸国を在外調達地域に位置づけており，アメリカは，東アジア諸国に対しては，どちらかというと垂直的な分業構造をもっていたため，対日貿易，対NIES貿易はドル安のもとでも貿易赤字が減少しなかった。当初は，Jカーブ効果によるものであると考えられたが，それ以降もアメリカの輸入額は減少せず，この地域は，市場メカニズムの効かない分野とみなされ，アメリカの市場開放要求を激化させることになった。

こうした状況の中で，新しい強力な通商法が必要であると認識したアメリカは，保護主義的制裁・報復措置を強化した1988年通商法を成立させた。この法律は，アメリカの貿易政策が守りから攻めへ決定的に転換したことを示すもので，通商政策に対する行政府の裁量権は著しく制限され，強制的に報復措置が発動できるようになっている。また，この法律は知的所有権保護を明確に打ち出し，そのため科学技術関連条項の多い通商法という特徴をもっている。この後者の問題は，次章で検討する。

この法律の制裁・報復措置は74年通商法301条を強化したもので，そこからスーパー301条と呼ばれている。その内容は，①アメリカ政府に諸外国の貿易政策と貿易障壁の内容を議会に報告させる，②アメリカの貿易利益に損なっていると考えられる国とその貿易障壁とを「優先国」，「貿易慣行」とに指定する，③アメリカは貿易障壁の除去のための交渉を行い，交渉が不調に終ったときには制裁措置を発動するというも

のである。知的所有権保護の規定についても同様の手続きが採用されており，それはスペシャル301条と呼ばれている。この通商法に基づいて，1989年に日本，ブラジル，インドが「優先国」に指定されたが，各国は報復措置が発動される以前に譲歩したため，制裁措置は現在までのところ発動されていない。スペシャル301条の場合も，実際に「優先国」に指定された国はなく，「優先監視国」（法律上の規定ではない）の指定にとどまっている。しかし，アメリカは貿易相手国との交渉にこの法律の適用をちらつかせ，相手国の譲歩を引き出すという交渉方法を積極的に採用している。特に，日本に対しては，「優先国」に準じた手続きを採用すると発表したうえで交渉を開始し，交渉の結果，日本が大きく譲歩をする形で決着している。この意味で，この法律はアメリカの貿易政策の基本法になっていると評価できる。しかも重大な点は，それらが結果によって判断されていること，つまり，「機会の均等」から「結果の均等」へ転換した中で行われていることである。より簡単にいえば，アメリカからの輸出が伸びるかどうかで，相手国に自由で公正な市場が存在するかどうかが判断され，アメリカは輸出市場か国内市場かのいずれかを常に確保できることになっている。

1989年から始められた日米構造問題協議（SII: Structural Impediments Initiative）も，日本の構造障壁の存在を両国が公式に認めたうえで，是正についての交渉が行なわれた。その意味で，交渉の開始そのものが，日本側の譲歩を義務づけていたといってよい。この日米構造問題協議は，1989年5月にアメリカのブッシュ大統領が，スーパー301条に基づく「優先国」，「優先慣行」の発表と同時に提案したもので，内容からいえば，日本を「優先国」に指定したのと同じであった。この交渉内容は，貯蓄投資パターン，土地利用，流通，排他的取引慣行，系列関係，価格メカニズム，の六分野に及び，ほぼ日本経済の全ての問題を論じている[56]。この協議は90年6月に最終報告をまとめて終了するが，その後，フォローアップのための経過報告を毎年行うことになり，いわ

ば，日本経済の改造がアメリカ主導で行われるという状況が生まれている。アメリカは，対日輸出の拡大がこうした結果主義を重視したアメリカのイニシアチブによってもたらされたと考えており，その政策が正義を実現するものであると確信し，今後もさらにそれを強める意図を明確にしている(57)。

アメリカは，これまで，積極的に国内市場を開放し，世界最大の輸入大国として存在してきた。そのため，各国はアメリカ市場をその重要な輸出先にしており，アメリカ市場から排除されれば各国にとって死活的利害にかかわる問題になる。したがって，各国は二国間交渉を利用して輸出拡大を図るというアメリカの方針に対して，反発を強めながらも，一定の譲歩をせざるを得ない。アメリカはこうした二国間交渉を重視することで，輸出額を拡大し，国内需要の後退に応えようとしている。アメリカで現在進行中の合理化，減量経営は，このような政策的な輸出拡大策を前提にして行われている。その意味で，アメリカの通商政策は，いわば官民一体となった「輸出志向」の国際競争力強化策とみなすことができる。

さらに，アメリカは二国間交渉を拡大するという戦略だけでなく，地域的経済圏の構築に乗り出し，それによってアメリカ資本の市場確保を積極的に行なおうとしている。これもまた，新しい考え方であり，アメリカの通商政策の変化を示している。次に，その代表である北米自由貿易圏について論じよう。

(2)北米自由貿易圏の設立

1992年8月，アメリカ，カナダ，メキシコの三国は北米自由貿易協定の協定案に合意した。実際に，北米自由貿易圏が成立すると，人口で3億6千万人，GNPで6兆ドルというECを上回る経済規模を持つ自由貿易圏が誕生する(58)。

この協定は，1986年から交渉が行われ，88年に合意，89年に発効

した米加自由貿易協定に続くもので，90年から交渉が始められた米墨自由貿易協定に，91年からカナダが加わり，3国による交渉の結果，最終的合意に至ったものである。これは92年のヨーロッパ統合，欧州連合化の動きを強く意識して成立したものであるが，交渉開始から合意までの期間が2年間という短い期間であることからも明らかなように，1958年のEEC設立以来30年以上の歴史を持つヨーロッパ統合とは，その内容と広がりにおいてかなり異なっている。

この協定の目的は自由貿易圏の設立で，貿易における対外的な障壁を拡大することを意図しているわけではないが，自動車の現地調達率の引き上げを求めるなど域内企業を優先する保護主義的な内容を強く持っている。自由貿易圏が成立すれば，アメリカは，メキシコの低賃金労働力を利用しながら，他方で，輸出市場の拡大，国内市場の確保を行うことができ，そのことによって，日本企業に対するアメリカ企業の国際競争力を強化することができる。メキシコを利用することのメリットは，単に，現在利用しているマキラドーラの規模をメキシコ全体に拡大できるという規模の問題にとどまらず，メキシコがアメリカに地理的に近く，低賃金を利用しながらもフレキシブルな生産体制が構築できるという質的改善が図れるという点にある[59]。従来，アメリカは生産における労働集約的工程を発展途上国に移し，途上国の低賃金労働力を利用して加工・組立を行い，コスト削減に努めるという戦略を採用してきた[60]。だが，そうした生産方法は，生産拠点を地理的に大きく分散させ，需要の変化に応じてフレキシブルに生産を変更できないという欠点をもつことが明らかになってきた。その意味で，メキシコの全面的な活用は，低賃金を利用しながらも柔軟な生産体制が構築できるという点で画期的な内容をもっており，アメリカにとっての対途上国戦略の再編を意味している。さらに，EC統合が他のヨーロッパ諸国を引きつけているのと同様，メキシコを取り込むことで中南米諸国を引き付けることが可能になり，そのことを利用して中南米全体に自由貿易圏が拡大する可能性も開

かれている。ブッシュ大統領が提唱した「南北アメリカ自由貿易圏」が可能であるならば，それはアメリカ企業にとって日本企業を排除できる重要な制度的枠組になると考えられる[61]。実際に，ヒルズ米通商代表部（USTR）代表は，8月末に，年内にチリとの間で自由貿易協定の交渉を開始することを明らかにしている[62]。

具体的には，このNAFTAの協定案は，自動車問題で現地調達比率の引き上げとメキシコにおける後発メーカーの規制を残しており，事実上日本企業とアメリカ企業とを制度的に差別する内容をもっている。この規制は，米自動車業界が日本企業との競争を強く意識して要求してきたもので，事実上，域外との貿易よりも域内貿易を優先するものになっている。

つまり，北米自由貿易圏は，自由貿易の拡大という建前を崩していないが，その協定の中に保護主義的内容を含んでおり，矛盾した内容を持つものである。実際の運用は，各国の利害の対立を含みながら行われていくと予想されるが，アメリカ企業に有利な形で決着していくのではないかと考えられる[63]。

他方，アジア地域における地域的な貿易圏構想に対しては，アメリカは強く反対している。東アジア経済協議体（EAEC）構想がそれである。それは，1990年12月に，マレーシアのマハティール首相が，EC統合やアメリカのNAFTA構想等の貿易ブロック化の動きに対する対抗措置として提案した東アジア経済グループ（EAEG）構想が発展したものである。この構想によると，そのメンバー国はアジア諸国に限られており，事実上，APEC（アジア太平洋経済協力閣僚会議）から意図的にアメリカを排除したものである。マレーシアは域内で唯一の先進国である日本に強い期待を表明しており，日本を軸にして地域的経済圏を作ることを意図していた。東アジア諸国は，当初，同構想が世界的なブロック化の動きを助長しかねないとして懸念する動きを示していたが，保護主義に対抗するための自由貿易を進める経済グループというマレーシア

の説明を受け入れ，アセアン内で討議していくことに同意した。日本の海部首相も，91年4月のマレーシア訪問時に「背後に自由貿易体制擁護があるとの考えは理解した」と述べ，この構想に反対する姿勢を示さなかった[64]。アセアン諸国は91年10月のアセアン経済閣僚会議で，EAEGを緩やかな協議機関に改めることに合意し，名称をEAECへと変更した。

しかし，アメリカはこうした動きに強く反発し，91年11月の第三回APEC総会の場で，ベーカー国務長官がEAECに対して強い反対の意思を表明した。彼は，日本がEAECに協力しないことを求める書簡を日本の外務省に送ったうえでAPEC総会に参加しており，この構想に反対するアメリカ側の強い意思を明確にしている[65]。ベーカー国務長官は，総会の中で「アセアンはAPECの中核。緊密な協力関係を築くことに努力する」と述べながらも，「APECはアセアンを世界から切り離して育てようというものではない。アセアンがどんな形であれ地域ブロックになってはならない」と主張し，この構想がどういう形態になろうとも反対することを表明した[66]。もともと，このEAEC構想にはマレーシアの強い主張にもかかわらず，日本をはじめ各国は積極的に参加しておらず，アメリカがこれほどまでに強く反発したことは，東アジア地域の独自の動きにアメリカが強い懸念を持っていることを示している。つまり，アメリカは，世界の成長地域である東アジア地域を重要な市場として認識し，APECの運営を主導することで，東アジア地域を自らの影響化におき続ける意思を表明したといってよい。特に，東アジア地域が日本を中心にまとまることに懸念を表し，この地域に対するアメリカの積極的な関与を強化しているのである。だが，EAEC構想は，一度はつぶれたかにみえたが，92年7月のアセアン外相会議で再び論議され，同構想は共同声明の中にも盛り込まれるなど，複雑な動きを示している[67]。これはアジア諸国のNAFTAに対する懸念の大きさを物語っている。

この例からも明らかなように，アメリカは地域的な経済圏に対して，自らの国益を優先する形で対応しており，ダブル・スタンダードの状況を自ら作りだしている。こうした姿勢は，戦後一貫して自由貿易を主張してきたかつてのアメリカの立場と大きく異なっており，各国の反発を生むことで，世界貿易の拡大を鈍化させる可能性をもっている。

しかし，当然のことながら，アメリカが全面的に地域主義，保護主義に転換したわけではない。アメリカの主要企業は，戦後のGATTを軸にした自由貿易体制のもとで，航空・防衛産業を除いてみな多国籍企業化しており，ワールドワイドな自由貿易体制のもとしか生産を行い得ない。このことがあるからこそ，単にイデオロギー上の問題としてではなく，その直接的利害を反映するものとして，アメリカの大企業やアメリカ政府は現在も自由貿易を主張し，その体制を守っているのである。アメリカは，自由貿易を主導するGATT体制そのものを放棄しようとしているのではないことは明かである。その意味で，アメリカは現在も自由貿易主義をとっている。

だが，国際競争力が低下した現在，文字どおりの自由貿易のもとでは，アメリカの利益の実現は困難である。日本企業に対する競争力が劣位にある産業はいうまでもなく，現在まで優位を保っている産業においても，厳しい競争はその投下資本に応じた利益を保障していない。特に，成長産業である先端技術産業では，莫大な開発コストにもかかわらず，その激烈な競争故に，適正な利潤はもとより開発コストの回収すら困難な状況が生まれている。日本企業との競争が，日米の国内市場だけであるならば，日米半導体協定のように日本の政治的な従属関係を利用して，日本企業に対して影響力を行使することができるが，既に，日本企業は東アジアに，そして世界に大きく進出しており，日本企業をみなアメリカの意図する保護主義の枠にとどめることは不可能である。アメリカが保護主義的措置を強め，さらにEC等の先進諸国に加えて発展途上国においても外国企業への規制強化が行われれば，アメリカ企業にも影響がお

よばざるを得ない。また逆に，文字どおりの規制緩和，自由化を進めれば，日本企業が進出し，アメリカ企業にとってマイナスとなる。それゆえ，原則的には自由貿易を主張しながらも，実際にはアメリカが関与しうる恣意的な制度的な枠組みが必要とされるのである。先にみた北米自由貿易圏，南北アメリカ経済圏構想はこうしたアメリカの意図を端的に表現したものである。

3. 知的所有権の保護戦略

(1)先端産業の保護，アメリカ金融資本の蓄積擁護

これまでみてきたように，アメリカは80年代の後半以降，官民一体になって国際競争力の強化を目指して行動をとり始め，それが通商政策にまで及んでいる。ここでは，現在優位にある先端技術産業の優位性を維持し，固定化させることを意図した知的所有権保護の問題を検討する。

70年代までのアメリカは，先端技術産業において圧倒的な優位を持ち，国内外のおいて巨大な利益を実現していた。南克巳氏の「『冷戦』と『科学＝技術革命』の産物として創出された核＝IB基調の世界的networkの独占とそれを基軸とする資本蓄積」というテーゼも，「冷戦帝国主義」の規定には問題を残すにしても，戦後のアメリカにおける金融資本蓄積の基本構造を端的に表現しており，その点では正当に評価されなければならない[68]。こうした理解は，先端技術産業の位置づけとして，それが単に当該部門に高利潤を保護するものというよりも，そこに必要な巨額の成長資金を供給する金融機関をはじめ，アメリカの独占体総体の資本蓄積を可能とさせる基軸的な部門という認識にもとづいている。まさに，これらの産業は，「巨大な『ディヴィデンド・マシン』（金融資産の利子・配当支払いのためのキャッシュ・フローを生み出す機構）として立ち現れ」，アメリカ金融資本の蓄積の中核をなしていたのである[69]。

しかしながら，MIT による『Made in America』をはじめとして，政府，民間の区別をとわず，最近の各種の調査，報告書はみな，アメリカの先端技術の優位性は部分的に失われ，現在優位にある部門においても，その優位性は日本に対して相対的に低下していくと予想している。戦後のアメリカの資本蓄積を支えてきた構造が，大きく変更してきているのである。

図表5　米国における特許件数上位－1989年

1	日　立	1,053件
2	東　芝	961
3	キャノン	949
4	富士写真フィルム	884
5	G　E	818
6	三菱電気	767
7	U.S. フィリップス	745
8	ジーメンス	656
9	IBM	623
10	イーストマン・コダック	589

出所）奥村暁「技術摩擦とテクノナショナリズム」『日米経済問題100のキーワード』行天豊雄・黒田眞編，有斐閣，1992年，p.461。

日米の技術格差が縮小しつつあり，部分的には逆転すら生じているというこの傾向は，簡単な指標によっても表すことができる。日米の研究開発投資は，1989年の段階で，日本の11.8兆円（GNP比2.91％）に対して，アメリカは18.3兆円（GNP比2.53％）であり，絶対額では未だアメリカの方が多いが，対GNP比では既に日本の方が高くなっている。しかもアメリカの場合，政府割合が48％と高く，軍事研究がそのうちのかなりの部分を占め，日本の政府割合19.9％，そのほとんどが非軍事の研究という状況と好対照をなしている[70]。軍事部門における応用研究による成果は，兵器という製品の持つ高度な品質を追求するあまり，一般の民生部門への転用が困難な技術が多く，かつてのように民需部門への転用によって高収益をもたらすということも少なくなってきている。

ハイテク製品分野での貿易収支も，80年代に急速に悪化し，86年には赤字を経験した。貿易収支全体はその後再び黒字に転化するが，地域別でみると，対日貿易赤字の拡大がそれ以外の地域に対する黒字額を相殺していることがわかる。

アメリカのおける特許取得件数でも，日本は1989年には全体の21％

を占めるまでに至っている[71]。企業別にみても，図表5によって示されているように，第1位から第4位までを日本企業が占め，上位10社のうち日本企業が5社も入っている。1976年の段階では，上位20社のうち日本企業の数はわずか1社であり，81年の段階でも2社に過ぎず，80年代に急速にその取得が増加している[72]。

こうしたハイテク産業におけるアメリカの地位の低下の結果，アメリカの先端技術産業における収益率は著しく低下している。第1章でみたように，アメリカのコンピュータ産業，半導体産業は激しい競争にさらされた結果，赤字に転化する企業が相次ぎ，収益を維持するための減量経営を余儀なくされている。国防産業でも，軍事費の削減が必至であり，軍需産業としての成長は困難になってきている。

しかし，これらの産業は，その技術力の高さによって成立している産業であり，国際競争力を維持するためには，研究開発投資を削減することはできない。そして，近年の技術開発は，より巨額の投下資金を必要とするだけでなく，技術進歩のサイクルが早く，陳腐化するまでの時間も短いという特徴を持っている。技術力を確保するためには，研究開発投資を行ったうえで，早期にその研究開発資金を回収し，次の研究開発投資に回さなければならない。しかし，現状では，投下資金の回収すら困難な状況も生まれており，次世代の研究開発のための資金調達は極めて重いコスト要因になっている。そのため，そうした高いコストを負担できない企業は撤退を余儀なくされ，それがまた企業業績の悪化を招いている。その結果，かつてのように，新製品を開発し，市場を開拓することで資本蓄積の場を拡大し，しかも，その例外的に高い生産性をもって高利潤を獲得するということもほとんど不可能になっている。そのため，ハイテク産業における収益率の低下は，金融機関を含めた独占体総体の資本蓄積の停滞をもたらしている。このことは，アメリカの大手金融機関が，きわめてリスクの高い投資分野（不動産貸付，途上国貸付，LBO関連貸付等）に進出せざるを得なかった背景の一つになっている

と考えられる。

このような状況を改善するための政策として，アメリカは①知的所有権保護の拡大，その国際的な枠組み作り，②公的負担・外国負担による基礎研究を含む研究開発投資の拡大を行おうとしている。この前者のために，国際的なものとしてGATTのウルグアイ・ラウンドが，二国間の枠組みとして1988年通商法が活用されている。知的所有権の保護の問題では，制度的な整備と共に，アメリカで特許に関する訴訟が急速に増えている点が特徴的である。後者は，国際的な共同研究体制をアメリカ中心に組み込むことで実現しようとしている。以下では，これらの点を検討しよう。

(2)知的所有権の国際的枠組み作り

現在交渉が継続されているGATTウルグアイ・ラウンドの特徴の一つは，知的所有権保護の問題が，貿易に関連する問題という位置づけがなされたうえで重要な交渉課題に取り上げられていることである。従来，知的所有権に関する国際的なルール作りは，世界知的所有権機関(WIPO)においてなされてきたが，その交渉の場がアメリカの強い要求のもとでGATTに移されたのである[73]。

この背景となっている認識は，現在，技術開発のコストが増大し，その回収が次世代の製品開発のための条件になっているにもかかわらず，開発コストを負担しない一部の「外国の侵害者」が当該市場に参入するため，「リスクに応じた経済的リターン」を開発者が受け取ることができなくなっているというものである。これは，アメリカ知的所有権委員会，欧州産業連盟，日本の経済団体連合会の三者によって，「GATTで作成されるべき知的所有権協定のモデル」としてまとめられた文書の基本的認識である[74]。GATTの場においての「外国の侵害者」は，主に発展途上国(NIES諸国を含む)であるが，同様の問題は先進国間においても存在している。もちろん，GATTの場では，対途上国における

共同利害に基づいて，アメリカ，EC，日本は，基本的に共同歩調をとって，知的所有権の保護基準（知的所有権の対象，保護の範囲，保護期間等）と執行（知的所有権の侵害に対する取締り，及び救済措置）の両方を含めたルール作りを主張し，GATTには知的所有権の制度作りの権限がないとする途上国側と対立している。アメリカは，ECや日本を巻き込んで，GATTを知的所有権保護の枠組み作りのための国際的な圧力を強める場として活用している。

現在，GATTで議論されているものは，一般に分かりやすい著作権，特許権，商標権，意匠権，地理的表示問題だけでなく，半導体集積回路の配置権，企業が政府に提出したデータなどの非公開情報の保護問題も含まれている。今回のGATTの交渉とそこでまとめられた最終合意案（1991年12月に提出されたドンケル提案）では，特に，先端技術産業における知的所有権の保護規定が強められている[75]。例えば，半導体集積回路の配置権の問題では，各種製品で使用されている半導体の中に模造品が含まれていれば，権利者による警告後には模造半導体を含む製品の輸入は違法行為になり，輸入者がロイヤリティーの支払と損害賠償の義務を負うということが規定されている。発展途上国の側は，集積回路に対する輸入者の注意義務はその製品の性質から不可能であると主張し，模造品を組み込んだ製品の輸入を侵害行為にすることに反対した。だが，輸入者の注意義務は免除されたものの，当該製品の輸入そのものは侵害行為とされた。同様の内容は特許権についても示されている。最終合意案の主要な意図は，先発者に対する「経済利益」をいかに保障するのかにあり，人類共通の財産としての科学技術の発展やその成果の地球規模での活用という観点はほとんど失われている。こうした内容は，現在の技術格差を前提にすれば，事実上，先進諸国の資本主義的企業に対して，制度的に「技術独占」を保障し，その独占利潤によって技術開発を進めさせるというものになっている。というのも，こうした「技術独占」によって保障される利潤が公正なものであるかどうかの判断基準

を，GATTにおいて規定することは事実上不可能であり，それは各国の法制度によって決められざるを得ないからである。しかも，現在までのところ，各国の基準はまったく異なっており，お互いに相手の基準を承認する以外に方法はない。例えば，仮に，アメリカ企業の特許権を外国企業が侵害した場合の賠償金額が，アメリカ国内よりもその国の方が低ければ，侵害行為に対するリスクは引き下げられ，結果的に侵害行為を誘引することにつながるから，こうした制裁措置は特許権を有する国と同じものにならざるを得ない。特許期間の場合も同様で，ある国では特許による保護期間が継続しているにもかかわらず，他の国ではその保護期間が終了してしまえば，保護期間の短い国でその特許を利用して生産し輸出しても合法的ということになり，事実上，保護期間の長い国の特許権は侵害されることになる。したがって，これも同一の基準に統一されなければならず，最終合意案では20年間という極めて長い期間が提案されている。発展途上国で特許に関する法制度が整備されている国でも，保護期間は10年から15年という国がほとんどであり，この最終案では，先進国の要求する水準に揃えられている。

もちろん，この最終合意案がそのまま受け入れられるとは考えられないが，最終的な合意はたとえそれがどのような形になるにしても，GATTで交渉を開始する以前に比べて格段に知的所有権の保護という点で進歩することは疑い得ない[76]。また，たとえ合意にいたらなくても，GATTでの交渉は二国間交渉の場でのアメリカの発言力を強めることに役立っており，まったく意味のないものということにもならない。そこで，次に，二国間交渉の問題を検討しよう。

アメリカの二国間交渉で最も重要な相手国は，あらためていうまでもなく日本である。1988年通商法のいわゆるスペシャル301条を武器にした二国間交渉は，さまざまな国に対して行われているが，アメリカは，特に日本に対して二国間交渉で知的所有権問題の処理を行うという方式を追求しており，かなりの程度成功させてきている。その結果，日本の

科学技術研究体制はアメリカに深く従属させられている。先端産業における貿易摩擦の問題は，二国間交渉によって相手国の譲歩を引き出すものの典型例であるので，まずそれから論じよう。

最初の摩擦は日米半導体摩擦で，1985年にアメリカ半導体工業会が日本を提訴したことから始まった。アメリカ側の調査開始，日米協議の開始のもと，86年に最初の日米半導体協会が結ばれた。その協定の内容は，①日本市場における外国製半導体の需要拡大に努力すること，②日本企業による安値輸出を防止することであった。1991年には新協定が結ばれ，外国製のシェアとして日本市場の20％以上を確保することを目標にあげるなど，結果主義が以前の協定よりも強められた。つまり，政府間協定によって，アメリカ製の半導体企業の市場が与えられたのである。

続いて，日米電気通信摩擦，次期支援戦闘機（FS-X）の開発に関わる摩擦問題が発生した。前者はNTTの国際調達の拡大問題，自動車電話の開放問題や国際VAN・デジタル電話網の開放問題などで，それぞれアメリカ側の主張を受け入れる形で決着した。また，FS-X問題も日本の自主開発からアメリカとの共同開発へと転換させられ，さらに，技術上の問題についてアメリカによるきびしい制限が課せられて決着した。具体的には，①開発段階だけでなく量産段階でもアメリカのシェアを40％以上確保する，②アメリカが希望する技術はすべてアメリカに移転させる，③アメリカ側の持つ技術の全てを日本には供与するものではない，というもので，アメリカからみれば，技術開発に関わる成果をアメリカはすべて手に入れられると共に，生産段階のシェアの確保も行われるという内容になっている。

このように，アメリカは，先端技術産業における諸外国の需要をアメリカ企業に対して開放させている。しかも，日米半導体協定にみられるように，その対象は政府や公的機関だけでなく，民間企業も含まれている。こうしたアメリカの政策は，単に，アメリカ企業の需要創出をはか

り，その利益を確保するということにとどまらず，競争企業からの需要を奪うことで他国企業の独自開発の可能性を低めることを阻っている。特に，航空・宇宙産業や原子力産業，コンピュータ産業（大型のシステム開発を含む）などは，研究開発のリスクが極めて高いため，公的な需要によって一定の市場が事前に確保されていなければ，仮に技術的に開発可能であっても企業は研究開発に着手することができない。それは，大規模なシステムになればなるほど，民間での需要が少なくなるからであり，研究開発投資に見合った利益が保障されなくなるからである。したがって，アメリカがこうした政策を継続していけば，現在アメリカが優位に立っている部門への日本企業の参入は著しく低下せざるを得ない。結果的に，日本企業が独自開発をやめ，アメリカ企業との共同開発へと方針を転換すれば，現在の格差が固定され，棲みわけがなされたうえで，日米独占企業間の協調体制が生み出されることになると予想される。その場合に，日米企業間に収益格差が残るであろうことは想像に難くない。

また，この先端産業はアメリカの国防上の問題と密接に関連しているため，この分野の特徴は，製品レベルの問題だけでなく，研究体制そのものの変更にまで及んでいることである。アメリカ側の「主要な技術挑戦は日本からのもの」（産業競争力委員会報告）との認識のもとで，日本の研究体制のアメリカへの組み込みが80年代以降急速に進展している。アメリカは，1978年の「日米防衛協力のための指針」の締結を画期にして，まず軍事技術の問題で日本の研究体制の取り込みを図った。アメリカは，83年の「対米武器技術供与に関する交換公文」によって日本の武器輸出三原則の例外国となり，武器技術・武器転用可能技術（民生品を含む）の移転が実現されることになった。さらに，86年の「研究交流促進法」，87年の「SDI研究協定」，88年の「新日米科学技術協力協定」等によって，日本の科学技術開発において「安全保障条項」，「秘密条項」が付け加えられた。武器技術は，武器転用可能技術となり，民生技術を含めてその範囲は急速に広まっている。しかも，その

判断は日米の協議のもとにおかれており，事実上，日本の研究開発体制は，アメリカへの協力・従属体制として整備されてきている。次に述べる国際共同研究のアメリカ化の問題も，こうした文脈の中で検討されなければならない。

(3)国際共同研究のアメリカ化

現在，大学を含む高等教育機関，研究機関は新しい型のインフラストラクチュアとして位置づけられており，企業の経済活動のための重要な社会的基盤と考えられるようになっている。その理由の一つは，先端技術産業における技術開発の進歩が激しく，新しい科学的成果がそのまま直接に次世代の製品開発に結び付く状況が生まれ，従来のような基礎研究と応用研究との境界が不明確になってきたからである。また，新しい水準の研究を行うための資金規模が，幾何級数的に拡大しており，単独の企業や業界でまかないえなくなっていることも影響している。さらに，独創的な研究開発を行いうる人材の育成が，基本的に企業の中で行い得ないからである。そのため，各国の科学研究の発展とそのための人材育成が，直接に各企業の国際競争力を左右するような状況が生まれている。

知的所有権の保護の問題は，前節でみたように，過去に行われた研究開発の成果を如何に守るかが主要な問題にされており，研究開発体制そのものは問題にされていない。確かに，アメリカの技術貿易は過去も現在も大きな黒字を計上しており，各企業もまた積極的に特許権を活用して収益の拡大を図っている[77]。アメリカが意図したように，知的所有権保護の枠組みが整備されれば，アメリカの受取額はさらに拡大すると考えられる。しかし，それらは，過去の研究開発の結果によってもたらされたものであり，それは今後も自動的に保護されるものではない。そのため，アメリカは国内の研究体制の整備を図るだけでなく，国際的な共同研究すらその支配化におくことに着手し始めている。アメリカは，人類共通の財産である科学研究を発展させ，その成果を人類社会全体に

生かしていくことを目的にしていたはずの国際共同研究を，アメリカの国際競争力強化のために利用しようとしているのである。

現在，国際的に合意されているメガ・プロジェクトの主要なものに，超伝導大型加速器（SSC）計画，宇宙ステーション計画，人遺伝子解析計画，国際熱核融合実験炉計画がある。この4つの計画だけでも，総経費は概算で6兆4千億円にも上っており，実際の費用はそれをはるかに上回ると考えられ，その直接的な需要効果だけでも相当に大きなものがある[78]。しかも，その成果は，他の研究からは決して得られないと予想されている。ここでは，その問題点を顕在化させているSSC計画と人遺伝子解析計画について検討しよう。

現在，日米間で懸案になっている超伝導大型加速器（SSC）計画は，世界最大の粒子加速器（円周約87 km）をアメリカのテキサス州に建設しようというものである。アメリカは，日本，欧州，韓国，ソ連等に資金協力を要請し，日本はそれへの協力を表明した[79]。アメリカの日本への要請は，日本が1900億円の資金拠出か超伝導磁石の現物供与（5千個；一個当り約8千万円）かのいずれかを負担するというものであり，そのどちらを受け入れるにしても，非常に大きな資金協力ということになる。この計画は，もともとアメリカの計画であって，研究計画の作成，研究者の受け入れ，またその成果の利用方法については国際的な場で検討されていないし，また，アメリカもそれを明確にしないという問題をはらんでいる。もちろん，物性研究の水準を向上させることは必要なことであるが，現在の状況のままでは，結果的に，アメリカがその成果を独占することにつながる可能性が大きいといわざるを得ない。

しかし，このSSC計画は，92年7月にアメリカの下院で支出が巨額すぎるとして計画の廃止が突然に決定されてた[80]。もちろん，この決定は最終的なものではなく，既に工事の入札も始まっており，しかも，ブッシュ政権の意図から考えてこのまま廃止されるとは考えられない。この計画の将来は，彼の再選問題とも絡みながら，複雑に推移していく

だろうと予想される。

人遺伝子計画は，30億以上もの塩基対で構成されている人間の遺伝子の構成と機能の解析を行おうとするもので，米国が計画を立案し，各国に協力を求めているプロジェクトである。現在までのところ，遺伝子情報を蓄えるデータ・ベース作りでは，アメリカ，日本，欧州の国際協力が実現したが，遺伝子に関する特許の問題が顕在化した結果，将来の協力が危ぶまれている[81]。

この人間の遺伝子解析の研究は，アメリカの国立衛生研究所（NIH）が中心になって行っている。現在まで，約2700件の塩基配列が明らかにされてきたが，NIHはその特定できた塩基配列についてアメリカ特許商標庁に対して特許申請を行った[82]。NIHの政策は，アメリカの大統領競争力委員会の「国家バイオテクノロジー政策報告書」にそって，「新薬開発につながる遺伝子の特許を取得することが，アメリカの産業競争力に強化する」という立場に基づいている[83]。しかし，この特許申請は，単に塩基配列だけが解析されたに過ぎず，それがどのような機能を持ち，その知識を利用して何が行えるのかがまったくわからないままにされており，各国の強い反発を招いている。国際学術連合会議（ICSU）も，遺伝子に対する特許を安易に認めると学術研究の発展を妨げるという声明を出し，特許を出願したNIHとそれを認めるといわれているアメリカ政府を批判した[84]。遺伝子の構造解明でノーベル賞を授賞したNIHのヒューマン・ゲノム研究センター所長もこうした動きに抗議して辞任している[85]。仮に，こうした特許申請が受理され，特許権が成立すると国際的な共同研究，基礎研究は事実上不可能になり，各国が経済的な利益のために先を争って研究を進めるという状況が生み出されることになる。この申請がそのまま認められるかどうかは不確定であるが，この例はアメリカの研究開発に対する姿勢を端的に物語っている。

以上から明らかなように，国際競争力の強化のために，アメリカは基

礎研究においても，抜本的な強化を図っている。しかも，その方法は，その財政基盤の欠如のために，かつてのようにアメリカが単独で行うのではなく，括弧付きの国際共同研究によって進められようとしている。しかし，この研究は，日本等の資金協力を二国間交渉を通じて引出して行われながらも，研究体制については国際的な研究組織を設置することなく，アメリカの研究体制の中において進めるものになっている。そして，その成果については無料で国際的に広く共有するのではなく，知的所有権保護規定にもとづいてアメリカの利害を反映する形で供給しようとしているのである。

こうしたアメリカの動きに対して，日本も懸念を強めており，おそまきながら日本国内の科学技術体制の抜本的整備に乗り出し始めた。経済団体連合界は，1991年10月に「国は将来に対する備えを怠っている」という文章で始まる報告書をまとめ，公表した[86]。技術同友会からも同様の文書が提言されている[87]。科学技術会議も科学技術政策の基本文書を作成するために，1990年6月から審議に入り，1992年1月に科学技術会議第18号答申をまとめた[88]。それを受けて，92年度の予算から日本の科学技術関連予算は急速に増額され始めたが，それ以前の貧困な政策のために，研究開発基盤は劣悪化しており，意図どおりに早急な成果を出せるとは考えられない状況にある。

むすび

本稿でみてきたように，アメリカ企業は，「減量経営」を進め，国際競争力の強化に本格的に乗り出している。人員は削減され，本業への回帰が進行すると共に，資本市場を通じた莫大な資金調達によってリストラクチャリングの資金も確保されている。しかし，こうした政策は，個人消費を停滞させ，国内政策の需要を削減することにつながり，海外への輸出にその需要先を求めざるを得ない。アメリカが現在進めている通

商政策は，こうした認識に基づいた積極的な輸出拡大政策であり，しかもそれは，先端技術産業に対する育成政策をも含んだものとして行われている。つまり，アメリカの通商政策は，単に，自由貿易主義から保護主義に転換したという後向きのものではなく，アメリカ経済の構造転換の中で必然的に求められている輸出を拡大させるための，輸出拡大至上主義への転換であると評価すべきである。こうした背景のために，アメリカは，極めて強硬な態度に出ているのであり，政府間交渉を積極的に活用しているのである。

もちろん，こうした政策を官民一体となって行うことによっても，現在低下し続けているアメリカ企業の国際競争力が，再び世界で最高水準に到達することができるかどうかは不確定である。仮に，それが実現したにしても，その達成された世界が人類にとって現在よりも生活しやすい社会であるかどうかはきわめて疑わしい。「過労死」が社会問題として発生してきた日本での経験はそのことを端的に物語っていよう。私たちは，アメリカのこうした思考と行動を冷静に評価し，安易に対米協力を行うことでなく，世界的な視野で人類の将来を構想していかなければならないだろう。

注

1）Cf., James A. Baker, III, America in Asia, *Foreign Affairs*, Winter 1991/92, pp 10-11.

2）Cf., Keith Bradsher, "Free Trade Accord For North America is expected Today", *The New York Times*, August. 12, 1992.

3）アメリカの政策に対する評価はアメリカの保護主義的政策をどうみるのかによって分かれている。まだ，原則的には自由貿易主義であるが，自由貿易主義と保護貿易主義との岐路にアメリカが立っているという認識をもつ論者が多いが，アメリカの貿易政策が自由貿易主義から決定的に転換したという主張もなされている。それについては，荻原伸次郎「90年代米国通商政策の基調とジャパン・バッシング」『経済』新日本出版社，1992年5月号，p 10，を参照。

4）大統領経済諮問委員会年次報告『92年米国経済白書』毎日新聞社，エコノミスト臨時増刊・1992年4月6日号，pp 112-116。

5）ジェームズ・トービン「『憐れむべき巨人』となった米国」『エコノミスト』毎日新聞社，1992年4月6日号，p. 12 。

6）80年代のオイルグラットと石油価格の低下の問題については，岩崎徹也『開発と石油の政治経済学―サウジアラビアと国際石油市場』学文社，1989年，を参照。筆者自身の問題意識については，拙稿「湾岸戦争とアメリカの世界戦略」『アジア・アフリカ研究』アジア・アフリカ研究所，1991年第2号，Vol. 31 No. 2，を参照。

7）大統領経済諮問委員会年次報告『92年米国経済白書』毎日新聞社，エコノミス臨時増刊・1992年4月6日号，pp. 156 -7 。

8）80年代のアメリカの労働運動については，秋元樹『アメリカ労働運動の新潮流』日本経済評論社，1992年，を参照。

9）労働大臣官房国際労働課編『平成4年版海外労働白書』日本労働研究機構，1992年，p． 217。組織率の数字は，その調査の方法によって若干の変動がある。その点については，R．ビーン編著『国際労働統計』伊藤陽一・杉森滉一他訳，法政大学日本統計研究所，の第8章を参照。

10）Cf., David Wessel, "More Labor Contracts Are Dropping Adjustment Clauses for Cost of Living", *The Wall Street Journal*, Oct. 30, 1991.

11）日経産業新聞，1991年10月18日。

12）Cf., Robert L. Patterson "Caterpillar Inc. Threatens To Replace UAW Strikers". *The Wall Street Journal*, April. 2, 1992.

13）日経産業新聞，1992年4月14日。

14）Cf., Jonathan P. Hisks, "Union Declares End to a Strike at Caterpillar", *The New York Times*, April. 15, 1992.

15）坂幸夫「アメリカにおける日本的生産方式と労働組合―TDUとNDMにおける組合改革運動」『労働経済旬報』労働経済社，1992年5月上旬号，NO. 1463 。秋元樹，前掲書，第4章，を参照。

16）日本経済新聞，1991年5月13日。

17）Cf., Laurence Hooper, "IBM Expands' 92 Forecast of Staffing Cuts to 32,000 ", *The Wall Street Journal*, July, 29, 1992.

18）Cf., Amal Kumar Naj, "Allied-Signl to Cut Dividend and Staff, Take $880 Million Charge, Post Losses", *The Wall Street Journal*, Oct. 10, 1991.

19）Cf., William M. Bulkeley, "Digital Records a Huge Charge of $ 1.1 Billion", *The Wall Street Journal*, July. 26, 1991

20) Cf., Jim Bartimo, Karen Blumenthal, "Compaq's Canion is Unexpected Casualty of the Bloody Personal Computer Wars", *The Wall Street Journal*, Oct. 28, 1991.

21) 日本経済新聞, 1992年8月25日。

22) 日本経済新聞, 1992年8月25日。

23) 日本経済新聞, 1992年6月26日。

24) Cf., Doron P. Levin, "G. M. Retrenchment to Shut 21 Plant. Losing 70,000 Jobs", *The New York Times*, Dec. 19, 1991.

25) 日本経済新聞, 1991年7月25日。

26) Cf., Gabrella Stern, James S. Hirsch, "Westinghouse Posts a Loss of $ 1.48 Billion for Quarter", *The Wall Street Journal*, Oct. 8, 1991.

27) Cf., Scott McMurray, "Monsanto Plans to Restructure Chemical Lines", *The Wall Street Journal*, July. 1. 1991.

28) Cf., Scott McMurray, "Du Pont, in Cost-Cutting Move, to Trim Thousands of Jobs, Take Big Write-off", *The Wall Street Journal*, July. 26, 1991.

29) Cf., Doron P. Levin, "G. M. Hints Deep Cuts are Ahead-Trims Announced by Xerox and TRW", *The New York Times*, Dec. 12, 1991.

30) 日本経済新聞, 1992年1月11日。

31) 日本経済新聞, 1991年9月16日。

32) 日本経済新聞, 1991年3月6日。同, 1991年10月4日。

33) 日本経済新聞, 1991年12月14日。

34) 日本経済新聞, 1992年8月11日。

35) 80年代のリストラクチャリングについては, 松井和夫・奥村皓一『米国の企業買収・合併—M & A & D』東洋経済新報社, 1987年, を参照。

36) 日本経済新聞, 1992年8月27日。

37) アメリカの財界の実態を明らかにしたものに, マイケル・ユシーム『インナー・サークル』岩城博司・松井和夫訳, 東洋経済新報社, 1986年, がある。現代アメリカ金融資本の分析については, 松井和夫『現代アメリカ金融資本研究序説』文真堂, 1986年, 岩城博司『現代世界体制と資本蓄積』東洋経済新報社, 1989年, を参照。

38) Cf., Joseph B. White, Bradley A. Stertz, "G. M. Launches Drive to Slash Cost of Parts", *The Wall Street Journal*, June. 3, 1992.

39) 島田克美『日米経済の摩擦と協調』有斐閣, 1988年, pp-78～86.

40）対米進出した日本企業における「日本的経営」のあり方については，『アメリカに生きる日本的生産システム―現地工場の「適用」と「適応」』安保哲夫，板垣博，上山邦夫，河村哲二，公文溥，東洋経済新報社，1991年。

41）岡谷直明「日米の部品調達に大きな違いはない」『エコノミスト』毎日新聞社，1992年1月28日号，pp 32－36 。

42）ウォーマック，ジョーンズ，ルース『リーン生産方式が世界の自動車産業をこう変える』沢田博訳，経済界，1990年。

43）Cf., Joseph B. White, Brodley A. Stertz, "G. M. Launches Drive to Slash Cost of Parts", *The Wall Street Journal*, June. 3, 1992.

44）大統領経済諮問委員会年次報告『92米国経済白書』毎日新聞社，エコノミスト臨時増刊・1992年4月6日号，P 135.

45）MIT産業生産性調査委員会編『Made in America』依田直也訳，草思社，1990年，pp 83－91 。

46）最近の日本における下請構造の変化に関する論点をまとめたものとして，佐藤芳雄「国際化の進展と下請分業構造」『商工金融』1992年6月号，を参照。

47）この数値は季節調整済のもので，月毎の残高を表す季節調整前の生のデータとは異なっている。

48）これらの数字は季節調整前のもので，注47で指摘した季節調整値とは若干異なっている。

49）Cf., Sylvia Nasar, "Even Among the Well－Off, the Richest Get Richer", *The New York Times*, March. 5, 1992.

50）Cf., The Democratic Stuff of the Joint Economic Committee, "The Concentration of Wealth in the United States", *The Joint Economic Committee, United States Congress*, July 1988, pp－38.

51）アメリカの人種，民族，社会集団等における格差と差別の問題については，大塚秀之『現代アメリカ合衆国論』兵庫部落問題研究所，1992年，が詳しい。

52）渋谷博史『レーガン財政の研究』東京大学出版会，1992年，pp 26－60 。

53）アメリカの国際競争力についての考え方を整理したものに，櫻井公人「競争力政策の基本構図―アメリカにおける国際競争力問題―」『証券経済』日本証券経済研究所，第180号，1992年6月。

54）土志田征一「景気回復期に80年代のツケが重なった米国」『92年米国経済白書』毎日新聞社，エコノミスト臨時増刊・1992年4月6日号，p 34.

55）東アジア諸国の為替相場の動きについては，岩井温雄，石井千恵「アジア各国の為替相場制度」『東京銀行月報』東京銀行，1991年4月号所収，を参照。

56）通商産業調査会編『日米構造問題協議最終報告』通商産業調査会，1990年。

57）James A. Baker, III, America in Asia, *Foreign Affairs*, Winter 1991/92, pp 10－11.

58）Cf., Keith Bradsher, "Free Trade Accord For North America is expected Today", *The New York Times*, August. 12, 1992.

59）メキシコのマキラードラについては，丸谷吉男「メキシコの経済危機とマキラドーラの展開」『ラテンアメリカの経済危機と外国投資』丸谷吉男編著，アジア経済研究所，1988年所収，を参照。

60）こうした多国籍企業の在外活動をアメリカの付加価値関税制度と関連づけて検討したものとしては，関下稔『現代アメリカ貿易分析』有斐閣，1984年，第9章，を参照。また，この制度の最近の動向については，中本悟「1980年代アメリカ企業の在外調達と国際競争力」『季刊経済研究』大阪市立大学，第15巻第1号，1992年，が詳しい。

61）南北アメリカ自由貿易圏については，山懸裕一郎「加速する南北アメリカ統合」『週刊東洋経済』1992年6月20日号，を参照。

62）日本経済新聞，1992年8月27日。

63）Cf., M. Delal Baer, "North America Free Trade", Foreign Affairs, Fall 1991, pp 14－45.

64）日本経済新聞，1991年4月28日。

65）日本経済新聞，1991年11月6日。

66）日本経済新聞，1991年11月14日。

67）日本経済新聞，1992年7月22日。

68）南克巳「戦後資本主義世界再編の基本的性格」，「同承前」『経済志林』法政大学，第42巻第3号，1974年，第43巻第2号，1975年。

69）岩城博司『現代世界体制と資本蓄積』，東洋経済新報社，1989，pp 32－33。

70）渡辺千仭「日米技術競争」『世界新秩序のなかの日米補完』（財）国際貿易投資研究所，1991年，pp 184－192。

71）奥村暁「技術摩擦とテクノナショナリズム」『日米経済問題100キーワード』，有斐閣，1992年，p461。

72）『我が国の研究開発主要指標の動向』各年版，工業技術院。

73）ガット問題懇話会・知的財産権部分「知的財産権侵害物品の国境取締り制度に関する中間報告書」『貿易と関税』日本関税協会，1990年3月号，pp78－79。

74）この文書については，石黒一憲「知的所有権と国際通商摩擦」『貿易と関税』日本関税協会，1988年10月号，仲村政文「資本制生産とハイテク化をめぐって」『経済』1991年5月号，新日本出版社，を参照。

75）高瀬保「ウルグアイ・ラウンドで作成された貿易関連的知的所有権（TRIP）協定案の背景と概要」『貿易と関税』日本関税協会，1992年3月号。

76）GATTとWIPOの議論を簡単にまとめたものに，高倉成男「各国利害からむ国際ルールづくり」『エコノミスト』毎日新聞社，1992年4月7日号，がある。

77）アメリカの各企業は，自社のもつ特許権を侵害されたとして積極的に裁判を起こし始めている。こうした問題について論じたものに，尾崎英男「『特許は武器』に傾斜するアメリカ」『エコノミスト』毎日新聞社，1992年4月7日号，がある。

78）工業技術院『我が国の科学技術政策を巡る現状と課題』工業技術院，1991年6月，p10。

79）日本経済新聞，1992年1月11日。

80）日本経済新聞，1992年7月31日。

81）日本経済新聞，1992年5月11日。

82）日本経済新聞，1992年2月17日。

83）日本経済新聞，1992年5月11日。

84）日本経済新聞，1992年7月16日。

85）日本経済新聞，1992年8月10日。

86）経済団体連合会「21世紀をめざした研究開発体制の確立を望む―大学，国立試験研究機関の充実と科学技術分野の国際貢献のために」経済団体連合会，1991年10月。

87）技術同友会「『大学における人材養成・研究機能の強化』に関する提言」技術同友会，1991年10月。

88）科学技術会議第18号答申「新世紀に向けてとるべき科学技術の総合的基本方策について」科学技術会議，1992年1月。